

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の記載例

(この記載例は、令和元年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受けた場合の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「控除申告書」)の書き方の例です。なお、この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末調整について説明しています。

- ①欄及び⑥欄には、2か所以上の金融機関等から「残高証明書」の交付を受けている方は、その全てに基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します。(住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末調整がある場合は、右の記載をご確認ください)
● ①欄は、「残高証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、①欄の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と③又は④の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

- ②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合欄及び③欄に記入します(この場合には、下部の証明事項の⑨の金額を「計」が表示されています)。

- ③欄は、下部の証明事項の①、②、③、④、⑤の内積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※③欄の③の記入については、①欄の③の割合と②欄の③の割合と④欄の③の割合が、同じ場合又は①欄の③の割合又は②欄の③の割合を名略して、④欄の③の下の形式により計算した1と目以下の金額の合計額を書き(下の算式)により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。

算式: I = (C欄の1の金額) x (D欄の2又は3の割合) / (E欄の2の金額)
II = (C欄の2の金額) x (D欄の3の割合) / (E欄の3の金額)
III = (C欄の3の金額) x (D欄の3の割合) / (E欄の3の金額)

- ⑧欄は、下部の証明事項の①、②の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

- ⑫欄及び⑬欄は、記入の必要はありません。

- 「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

(注)「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期課税所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告所得の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。
ただし、雑損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けられている場合には、その適用前の金額をいいます。

※ 令和元年分の確定申告書において適用される法律に基づいています。

- 「備考」欄の記入に当たっては次によりです。
1 振替によりその家を居住する用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「⑬欄」の書き方の形式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

この欄は「控除申告書の提出を受けた給与の支払者が記載します。

令和1年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
(この申告書は、年間所得の総額が3,000万円を超える方は提出できません)

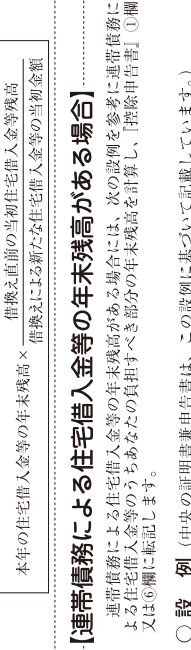
控除申告書の表形式部分。①欄から⑬欄までの項目があり、①欄には「株式会社 国税太郎」が記載されている。②欄には「19,750,000」とあり、③欄には「10,000,000」「12,500,000」「22,500,000」とあり、④欄には「70,000」「80,000」「100」「100」とあり、⑤欄には「19,750,000」「19,750,000」とあり、⑥欄には「19,750,000」とあり、⑦欄には「8,800,000」とあり、⑧欄には「19,750,000」とあり、⑨欄には「39,500,000」とあり、⑩欄には「19,750,000」とあり、⑪欄には「19,750,000」とあり、⑫欄には「8,800,000」とあり、⑬欄には「39,500,000」とあり。

令和1年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

控除証明書の表形式部分。①欄には「株式会社 国税太郎」が記載されている。②欄には「19,750,000」とあり、③欄には「10,000,000」「12,500,000」「22,500,000」とあり、④欄には「70,000」「80,000」「100」「100」とあり、⑤欄には「19,750,000」「19,750,000」とあり、⑥欄には「19,750,000」とあり、⑦欄には「8,800,000」とあり、⑧欄には「19,750,000」とあり、⑨欄には「39,500,000」とあり、⑩欄には「19,750,000」とあり、⑪欄には「19,750,000」とあり、⑫欄には「8,800,000」とあり、⑬欄には「39,500,000」とあり。

【住宅借入金等の借換えを行った場合】

住宅借入金等の借換えをした場合においては、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすもの)に限ります。その当期金額が借換え直前の当期住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を「控除申告書」①欄又は⑥欄に記入します。

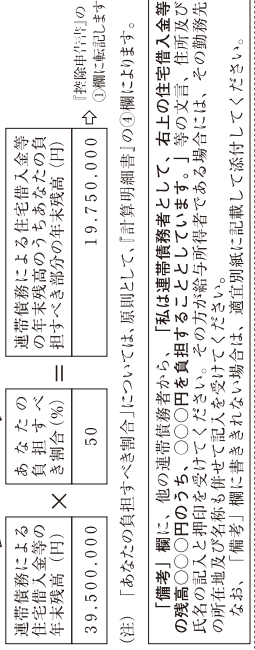


連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、「控除申告書」①欄又は⑥欄に記載します。

設例(中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。)

平成30年(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書。表形式の部分があり、借入者として「国税太郎」が記載されている。借入金額は39,500,000円、借入期間は平成30年7月17日から令和25年6月まで、返済期間は25年。また、連帯債務者として「国税太郎」が記載されている。借入金額は40,500,000円、借入期間は平成30年7月17日から令和25年6月まで、返済期間は25年。



※平成30年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた給与所得者の方には、令和元年10月頃に税務署から記載例等が送付されます。